佐賀県選挙管理委員会告示第14号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程(平成6年佐賀県選挙管理委員会告示第37号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月13日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

West Peteralists of Windows National Control of the Control of Con							
	改正前				改正後		
様式第一	1号その2(第1条関係)		様式領	第1号その2(第1条関	係)		
略			B i	支			
	<u>佐賀県知事選挙</u>					選挙 (選挙区)
	<u>候補者</u>	ED			<u>候補者</u>		印
略							
略			<u> </u>	略			
略			H:	各			
様式第2号その2(第2条関係)			様式第2号その2(第2条関係)				
略			H:	各			
	佐賀県知事選挙					選挙(選挙区)
	<u>候補者</u>	Ер			<u>候補者</u>		EP
略			<u> </u>				
略				略			
略			H _i	ちょう こうしゅう こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうしゃ こうし			
様式第3号その2(第2条関係)			様式第3号その2(第2条関係)				
略			略				
佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動			佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動				
車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定			車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定				
に基づき、下記のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第3			に基づき、下記のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第3				
号に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。			号 <u>又は第4号</u> に定める枚数の範囲内のものであることを確認す				
			る。				

改正前	改正後				
略	略				
1 平成 年 月 日執行 <u>佐賀県知事選挙</u>	1 平成 年 月 日執行 <u>選挙(選挙区</u>)				
2・3 略	2・3 略				
略	略				
様式第5号その1(第4条関係)	様式第5号その1(第4条関係)				
略	略				
<u>佐賀県知事選挙</u>	選挙(選挙区)				
候補者 印	候補者 印				
略	略				
略	略				
備考 1~3 略	備考 1~3 略				
4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び	4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び				
それぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとお	それぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとお				
りです。	りです。				
(1) 枚数	(1) 枚数				
<u>115,000枚</u>	ア 佐賀県議会議員選挙 16,000枚				
	<u>イ 佐賀県知事選挙 115,000枚</u>				
(2) 略	(2) 略				
様式第6号その2(第5条関係)	様式第6号その2(第5条関係)				
略	略				
1・2 略	1 • 2 略				
3 平成 年 月 日執行 <u>佐賀県知事選挙</u>	3 平成 年 月 日執行				
4・5 略	4・5 略				
略	略				

附 則

この告示は、平成31年3月1日から施行する。